

# 生駒市教育委員会規則第6号

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月26日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター及び」を削る。

第4条第1項中「（生駒市コミュニティセンターにあっては、教育委員会。次項、次条及び第7条から第9条までにおいて同じ。）」を削る。

第5条第2項中「使用料又は」を削る。

様式第1号中「（生駒市コミュニティセンターにあっては、生駒市教育委員会）」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

様式第2号中「（生駒市コミュニティセンターにあっては、生駒市教育委員会）」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年12月1日から施行する。

### （準備行為）

2 リハーサル室の使用の許可及び当該許可に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に改正前の生駒市生涯学習施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により教育委員会に対してされた申請で、同日以後の使用に係るものは、改正後の生駒市生涯学習施設条例施行規則第4条の規定により指定管理者に対してされた申請とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。